

八千代市入札契約適正化委員会
令和 7 年度第 1 回定例会議 議事概要

日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 午後 2 時から
場 所 八千代市役所 旧館 4 階第 1 委員会室

出席委員 高橋委員長，菊川委員，板倉委員
事務局職員 財務部次長，契約課長，工事検査室長，契約課職員 3 名，
上下水道局次長，経営企画課職員 2 名
担当課職員 事業担当課職員 1 4 名

議題

1 入札及び契約手続の運用状況の報告について

事務局から令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告があった。

【主な質問・意見等】

- 報告 1 の契約一覧 1 2 ページの No. 4 0 から 4 4 の「水泳学習児童生徒運送業務委託」について契約の相手方が全て夢観光となっているがその理由は。

競争入札を実施した結果，全ての案件において夢観光が落札した。見積内訳書を比較したところ，時間単価を他の業者よりも低く抑えており，価格が抑えられたのではないかと考えられる。単価は国で下限額を定めており，下限額を下回るような価格での入札ではないことから，適正な価格での入札だったと考えられる。

- 報告 1 の契約一覧（経営企画課契約）8 ページの No. 3 及び No. 6 の「除却処分水道メータ売却」について，落札率がそれぞれ予定価格を大きく超過しているがその理由は。

これらの案件は水道メータの売払いで，一番高い価格で入札した業者が落札する。予定価格は見積りを徴取し，設定しているが，金属類の買取価格は日々変動しているので，予定価格を大きく超えて落札したということである。

2 抽出案件の調査審議について

財務部契約課及び上下水道局経営企画課において令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に契約した案件の中から合計 6 件を抽出し，審議を行った。

(1) 抽出事案 1 「勝田 1 号線道路改良工事」

【主な質問・意見等】

- 隣接する農地の土地改良区との兼ね合いで追加工事が必要となり、変更契約をしているが、入札を実施する前に土地改良区と協議はしていないのか？

土地改良区と発注前に現地の立会を実施しているが、時間の経過とともに設計時点よりも農地の法面の浸食が進んだことから、追加工事が必要となり変更契約を行った。

- 追加で法面の工事が必要となったということだが、土地の所有者である土地改良区ではなく、市が工事をしなければならないのか。変更契約をするに当たり、土地改良区と書面で責任の所在を明確にしているのか？

改良工事により道路高さが高くなり、入口の侵入ができなくなることから、第三者に不利益が生じるため、市で追加工事を実施した。打合せと協議は書面で行っており、責任の所在は書面では示していない。

- 落札率が 99.9%と高く、変更契約をしたことで予算を超えてしまっていることから、発注前の土地改良区との事前協議で道路高さが変わることを想定し、発注するべきだったのではないか。【意見】

- 最低制限価格を下回った業者がいるが、内訳を確認しているのか。内訳の中で、どの部分が少なくして最低制限価格を下回ったと考えられるか？

入札時には業者から見積内訳書を提出してもらい、それと最低制限価格を比較している。業者から提出のあった見積内訳書をみると、全体として金額が設計金額に比べ下回っている。

- 失格となった業者が 1 者いるがその理由は？

本案件は最低制限価格を設けており、最低制限価格を下回る価格で入札した業者が失格となった。

- 工事成績評定点項目別内訳書について、全体での評点は 80 点だが、品質に関する項目の評定の配点は 6 割となっている。工事の出来として問題ないのか？

工事の評定は、担当職員である監督員、発注課の課長である総括監督員、工事検査室の職員である検査員がそれぞれ異なる立場から各項目を評価しており、品質の部分は監督員と検査員が評定を行い、評価者による個人差が生じないよう国の基準に沿ってチェック項目を

定めている。舗装工事のような工事では、品質に加点がつきにくく、全体での評価は80点であることから、優良工事のため、工事の出来として問題はない。

○ 最低制限価格の変更契約前の金額から算出しているのか？

発注時の設計金額を基に算出している。

○ 最低制限価格算出の率はどのようにして決めているのか？

国の基準に準じて、市で最低制限価格の率を定めている。

(2) 抽出事案2「小中学校及び義務教育学校防犯対策整備工事実施設計業務委託」

【主な質問・意見等】

○ 入札参加業者が1者しかいなかったが、今回の案件は特別な技術を要するような設計業務だったのか？

特別な技術を要するようなものではない。

○ 1者からしか応札がなかったことから、入札参加資格要件のうち県内に本店又は八千代市内に支店若しくは営業所を有する者という地域要件は必要だったのか。

本案件は、市内の小中学校27校の防犯対策整備工事の設計を行うものであり、各学校で業務を行うことから県内業者が望ましいと考え、地域要件を設定した。発注時期によっては技術者の確保ができないため、業者が参加してこないことも考えられるが、今回の1者応札という結果を踏まえ、地域要件については、今後、検討をしていきたい。

○ 仕様書で設置の対象となっていない学校は既に当該機器は設置されているのか？

今回の設計業務に含まれていない学校は既に設置済みである。令和7年度末までに大和田中学校を除く市内の全ての学校に整備されるよう計画しており、大和田中学校については長寿命化改修工事の中で対応を予定している。

○ 推定資格業者数はどれくらいいたのか？

工事と異なり推定資格業者を正確に把握することはできないが、千葉県内に本店又は八千代市内に支店又は営業所を有する事業者は90者以上であった。

(3) 抽出事案 3 「健診結果等集配業務委託（単価契約）」

【主な質問・意見等】

○ 予定価格はどのようにして決めたのか？

入札前に落札業者から徴取した見積りを基に予定価格を設定した。

○ 見積りは複数業者から取り、その中で一番低い価格を予定価格としているのか？

見積りは入札前に落札業者の 1 者から徴取し、予定価格として設定した。

○ 業者の選定について履行実績を有するものから 5 者を選定しているが、履行実績を重視すると新たな業者が参入できず、過去に落札した業者が有利になるのではないかと？

今回のような特別な資格を要する業務ではない場合には、履行実績以外にも新たな業者が参加できるような資格要件の見直しを検討していきたい。

○ 見積りは、県外の業者や入札に指名しない業者から取ることは難しいのか？

現状、他の案件では県外から見積りを取ることもあるが、指名しない業者から見積りを取ることはしていない。

(4) 抽出事案 4 「災害用防災倉庫の購入（市立睦小学校分）」

【主な質問・意見等】

○ 過去に同様の入札はあるのか。その時の応札額はどれくらいか？

令和 5 年に防災倉庫の購入をしており、落札率は 52% であった。応札額は今回の案件と同額程度であった。

○ 予定価格は見積りを基に作成しているのか。見積りは何者から取ったのか？

見積りは入札前に落札業者の 1 者から徴取し、予定価格として設定した。

○ 抽出事案 3 と同様、指名業者の選定理由が履行実績を要件としてしまうと、過去に落札した業者が有利になるため、新しい業者が入れるような要件を設定すべきではないかと？

今までは、履行実績を参加要件として重視していたが、今回のような特別な資格を要しない案件については、参加要件の見直しを検討していきたい。

(5) 抽出事案 5 「村上団地 1 街区 3 9 号棟地先配水管改良工事」

【主な質問・意見等】

○ 予定価格の積算方法及び完成検査の結果について。

県の積算基準を用いて予定価格を設定している。また、完成検査については 77 点で評価 B という結果になっている。

○ 落札率が 99.9% というのは、業者は予定価格がわかっているのか。

県の積算基準は単価が公表されており、また、業者が金入り設計書の情報公開請求をして情報を収集している。さらに、積算を専門とする会社もあり、こちらも情報公開請求をしているので、業者は予定価格にかなり近い数字を出せるようになっている。

○ 情報収集に積極的な会社や、ある程度経験値を積んでいる会社は予定価格にほぼ近い金額を出せるということか。

そのとおりである。

○ 「管工事市内業者名簿」に客観点と総合点とあるが、計算根拠のようなものがあるのか。

客観点とは、経営事項審査の総合評定値（P 点）のことで、経営規模・経営状況・技術力・その他審査項目（社会性）を総合的に評価した点数である。各項目に一定の係数を掛けて合計したもので、許可行政庁が計算する。また、工事検査の成績や災害時の協力協定の有無等で加算される八千代市独自の点数を客観点に加えたものが総合点である。

○ 総合点と客観点が同点の業者がいるが、どう解釈すればよいのか。

例えば、災害時における協定協力の締結がない等、加点がないので同じ点数になっているということである。

(6) 抽出事案 6 「八千代 1 号幹線擁壁修繕」

【主な質問・意見等】

○ この予定価格も県の積算基準で算出したものか。

そのとおりである。

○ 入札に参加した業者数が非常に少なく、擁壁工事であればもっと参加者が多くてもいいと思うが、何か特殊な事情があるのか。

今回の擁壁の修繕工事は、特に特殊なものではなく、擁壁の裏側の

抜けてしまった裏込の部分にセメントミルクを注入して、空洞を充填するものである。この工事は、下請業者が施工するので、その用意ができるという２者が応札したものと考えられる。

○ 実際の工事期間はどのくらい要するのか。

全ての期間をあわせても５日程度である。

○ 工事成績評定点が６９点で評価がＣとなっているが、この評価について。また、評価をＡにするためにはどのようなことが必要なのか。

工事成績評定点が６５～７５点未満をＣランクとしており、標準的な工事として扱っている。また、工事検査には多数の評価項目があり、工事の出来だけでなく写真の整理や施工計画書に基づく現場の施工方法や進捗等、工事に関するさまざまな事項を評価するので、高評価の項目が多いほど点数が上がる。

○ 擁壁修繕ということだが、もともと施工した業者と同一なのか。

５０年程前に大手建設会社が施工しているので同一業者ではない。また、施工業者が有利になるというものもない。

３ その他

次回開催日については、令和７年１２月から令和８年１月頃で調整する。抽出案件については、財務部契約課４件、上下水道局経営企画課２件の合計６件とする。抽出委員は高橋委員にお願いする。

以上のとおり決定した。